

○入札説明書（電子入札）

茨城県の令和8年度 第11号 海岸防災林機能強化事業業務委託に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義があるときは、下記に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日 令和8年10月16日

2 担当部局

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県農林水産部林業課

(1) 契約担当 電話 029-301-4016 庶務グループ

(2) 事業担当 電話 029-301-4051 森林整備グループ

FAX 029-301-4059

3 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称

令和8年度 第11号 海岸防災林機能強化事業業務委託

(2) 調達をする役務の仕様等

令和8年度 第11号 海岸防災林機能強化事業業務仕様書のとおり

(3) 履行期限

契約日の翌日から令和9年3月5日まで

(4) 履行場所

神栖市矢田部 地内外

(5) この調達は、競争参加資格確認申請書（添付資料を含む。）、入札書の提出などについて、原則として電子調達システムにより行う案件である。

4 入札参加資格

入札公告の3に掲げる資格要件を全て満たすものであること。

5 入札等の手続き

この案件の入札に参加を希望する者のうち、資料の提出、入札及び届出を電子調達システムにより行おうとするものは、この案件の競争参加資格確認申請の受付期間の末日までに電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第13条第1項に定めるものをいう。）を取得し、かつ茨城県電子調達システムを利用するために必要な登録を完了していなければならない。

電子調達システム URL : <https://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Acceptor/index.jsp>

資料、入札書等の提出された時点は、2の担当部局において使用する電子計算機に備えられたファイルに所定の情報が記録された時点とする。

なお、電子入札システムによりがたい場合には、2の担当部局に紙入札方式参加承認願を提出することによりその承認を得て、書面により資料の提出や入札等を行うことができる。この場合における書面は、紙媒体に限るものとする。

6 入札説明書等に関する質問

(1) この入札に参加しようとする者（以下「競争入札参加者」という。）は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり電子調達システムにより質問すること。

ア 質問受付期間

公告の日から令和8年10月26日（月）午後3時まで

イ 質問受付先

2の担当部局に同じ

ウ 方法

質問は電子調達システムにより提出すること。

ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリによる質問も認める。

(2) 質問に対する回答日時及び方法は、次のとおりとする。

ア 日時

令和8年10月27日（火）午後2時まで

イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。

ただし、紙入札により参加の場合は、ファクシミリにより回答する。

7 入札参加資格等の確認

競争入札参加者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書に4及び入札公告に定める要件に係る証明書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、電子契約サービスの利用を希望する場合は、別紙様式メールアドレス確認書を併せて提出すること。

(1) 提出期限

令和8年10月27日（火）午後3時まで。なお、郵便又は持参の場合は、提出期限までに必着のこと。

(2) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（別記様式1号、以下「確認申請書」という。）

イ 競争参加資格確認資料（別記様式2号 以下、「資料」という）

ウ 配置予定の主任技術者の健康保険被保険者証その他恒常的な雇用関係があることを証する書類の写し

エ 主任技術者の資格を有することを証明する書類の写し

オ 主任技術者重複申請調書（該当する場合のみ）

カ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険等」という）に加入していることを証明する下記書類の写し。

なお、建設業法第27条の23第1項に定める最新の経営事項審査を受けており、かつ社会保険等の加入状況が「有」又は「適用除外」となっている場合は、最新の経営事項審査に係る結果通知書の提出によることができる。（別添1）

○社会保険等証明書類（別添2参照）

・健康保険及び厚生年金保険については、以下のいずれかの写し。

①申請時の直前の保険料納入に係る領収証書または納入証明書

②標準報酬決定通知書

③新規適用事業所のため、①又は②の書類が提出出来ない場合は、健康保険、厚生年金保険被保険者資格取得届け（提出先での受付印があるもの）

④上記に準ずる書類

・雇用保険の加入状況については、以下のいずれかの写し。

①申請時の直前の労働保険概算・確定保険料申告書の控え及びこれにより申告した保険料納入に係る領収済通知書

②雇用保険被保険者資格取得等確認通知書

③上記に準ずる書類

なお、経営事項審査を受けていない場合で、かつ社会保険等の加入が適用除外の場合は、その旨を証明する書類を提出すること。

(3) 提出方法

電子調達システムにより提出する。ただし、添付書類のファイル容量が3メガバイトを超える場合は、一般競争入札参加資格申請書のみをシステムにより提出し、残りを郵送又は持参により提出すること。

また、紙入札により参加する場合は、郵送又は持参により提出すること。

(4) 提出先

2の担当部局に同じ。

(5) 受付通知及び結果通知

ア 電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、証明書等受付通知書を発行する。

なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

イ 入札参加資格の有無について審査し、令和8年10月28日（水）午後5時までに、証明書等審査結果通知書を発行する。

なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

8 開札日時及び場所等

(1) 日時 令和8年10月30日（金）午後1時10分から

(2) 場所 茨城県庁舎行政棟18階 林業課会議室

電子調達のため、入札参加者の立会いは要しない。

ただし、入札参加者が立会いを希望する場合は、立会いすることができる。この場合において、立会いを希望する者は令和8年10月29日（木）午後4時までに2の担当部局あて電話又はファクシミリによりその旨を届出なければならない。

9 入札保証金及び契約保証金等

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

免除する。

(3) 最低制限価格

設定する。

(4) 調査基準価格

設定しない。

10 入札の方法

(1) 入札書の提出方法

茨城県電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入のうえ封書にて、2の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、表に入札に係る案件番号及び調達案件名、開札日、入札参加者の商号又は名称を表記し、更に「入札書在中」と朱書きものとする。

郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、予定価格に110分の100を乗じて得た価格の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（整数）を記載すること。

なお、提出した入札書は、いかなる理由があっても書き換え、引き替え、又は撤回することができない。

(2) 入札書の提出期限

システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年10月29日（火）午後5時までにシステムのファイルへ記録すること。

なお、郵便又は持参の場合は、上記日時までに2の担当部局に必着のこと。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき

- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による入札
- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者は除く。）
- (5) 電報、電話及びファクシミリによる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時までに電子入札システムのファイルに記録されなかった入札
- (9) 紙入札において、記名を欠くとき
- (10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき
- (12) 紙入札において、同一の入札に2通以上の入札を行ったとき
- (13) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。
- (14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

12 落札者の決定方法等

- (1) 財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (3) 最低制限価格を下回る価格をもって申込みをした者については、(1)及び(2)によらず落札者とししない。
- (4) 入札結果は、入札後直ちに全ての入札参加者に対し電子調達システムにより通知する。郵便により入札した者には、電話又ファクシミリにより連絡する。
- (5) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

13 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子入札システムにより必ず辞退処理を行うこと。

ただし、紙により入札書を提出した者が入札を辞退する場合は、2の担当部局へ郵便又は持参により開札日時までに到着するよう辞退届（別記3）を提出するものとする。

14 再度入札等

- (1) 再度入札は1回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。なお、見積書の場合は、その見積もった契約金額（消費税等込み）を記載すること。

15 契約書の作成

- (1) 契約の相手方が決定したときは、当該決定の通知が相手方に到達した日から5日以内に契約の締結に応じるものとする。
- (2) 契約書は2通作成し、双方各1通を保管（または、電磁的記録を作成し、合意の後、電子署名を行い、それぞれ当該電磁的記録を保有）する。
- (3) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

16 契約条項及び支払条件

別紙「契約書（案）」のとおり。

17 その他

- (1) この業務の配置予定技術者が他の工事等の配置予定技術者と重複する場合は、主任技術者重複申請調書を提出すること。

また、他の工事等を落札したことにより配置予定技術者を配置できなくなった場合には、競争参加資格確認申請書・入札参加申込書取下げ書を開札日時までに提出すること。いずれの書面についても郵送（書留郵便に限る。）による場合には、紙媒体を提出すること。

なお、取下げ書については、緊急やむを得ないと認められる場合には、2 の担当部局に電話連絡し、取下げ書をファクシミリにより提出した上で、速やかに書面を郵送すること。

- (2) 落札者は、落札決定後、CORINS 等により配置予定技術者の専任義務に違反の事実が確認された場合は、契約を結ばない。また、契約後においては契約を解除する場合がある。

- (3) 病休、死亡、退職等極めて特殊な場合の外は技術者の交代は認められない。なお、止むを得ず技術者を変更する場合は、入札公告 3 の基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

- (4) 提出された資料は返却しない。ただし、公表又は無断で他の目的に使用しない。

- (5) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置を行うことがある。

- (6) 落札者等において、指定期日までに契約の締結をしない場合は、損害賠償の請求を受けるほか、以後の入札等の実施について指名の制限等の措置を取られることがある。

- (7) 入札参加者又は契約の相手方が本件入札に要した費用については、全て当該参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。